

(3) 立地企業に対する固定資産税の優遇措置

市町村名 (区域名)	適用基準		措置事項	適用期間	所 属 民 局 轄 局	
	投下固定資本額 (単位：万円)	従業員数				
岡山市 (旧建部町地域)	過疎地域	2,700	—	課税免除	3年間	備前
津山市 (旧久米町地域 旧加茂町地域 旧阿波村地域)	過疎地域	2,700	—	課税免除	3年間	美作
津山市(注1)	促進(集積)区域	20,000 (農林漁業 関連業種は 5,000)	—	課税免除	3年間	
笠岡市	離島振興地域	500~ 2,000	—	不均一課税	3年間	備中
井原市 (旧美星町地域 旧芳井町地域)	過疎地域	2,700	—	課税免除	3年間	
高梁市	過疎地域	2,700	—	課税免除	3年間	
新見市	過疎地域	2,700	—	課税免除 1/2免除	初年~3年間 4~5年	
備前市	過疎地域	2,700	—	課税免除	3年間	備前
備前市(注1)	促進(集積)区域	20,000 (農林漁業 関連業種は 5,000)	—	課税免除	3年間	
瀬戸内市 (旧牛窓町地域)	過疎地域	2,700	—	課税免除	3年間	
瀬戸内市(注1)	促進(集積)区域	20,000 (農林漁業 関連業種は 5,000)	—	課税免除	3年間	
赤磐市 (旧吉井町地域)	過疎地域	2,700	—	課税免除	3年間	
赤磐市(注1)	促進(集積)区域	20,000 (農林漁業 関連業種は 5,000)	—	課税免除	3年間	
真庭市	過疎地域	2,700	—	課税免除	3年間	美作
真庭市(注1)	促進(集積)区域	20,000 (農林漁業 関連業種は 5,000)	—	課税免除	3年間	
真庭市(注2)	真庭市雇用の安定・創出と地域経済の活性化を図るための企業の立地足進及び育成に関する条例	2,500	1	課税免除	3年間	
美作市	過疎地域	2,700	—	課税免除	3年間	備中
浅口市 (旧寄島町地域)	過疎地域	2,700	—	課税免除	3年間	

浅口市（注1）	促進（集積）区域	20,000 （農林漁業 関連業種は 5,000）	—	課税免除	3年間	
和気町 （旧佐伯町地域）	過疎地域	2,700	—	課税免除	3年間	備前
和気町（注1）	促進（集積）区域	20,000 （農林漁業 関連業種は 5,000）	—	課税免除	3年間	
里庄町（注1）	促進（集積）区域	20,000 （農林漁業 関連業種は 5,000）		課税免除	3年間	備中
矢掛町	過疎地域	2,700	—	課税免除	3年間	
矢掛町（注1）	促進（集積）区域	20,000 （農林漁業 関連業種は 5,000）	—	課税免除	3年間	
新庄村（注3）	指定工場 （新庄村工場誘致 奨励条例）	1,000	5	課税免除	3年間	美作
鏡野町	過疎地域	2,700	—	課税免除	3年間	
勝央町（注1）	促進（集積）区域	20,000 （農林漁業 関連業種は 5,000）	—	課税免除	3年間	
奈義町	過疎地域	2,700	—	課税免除	3年間	
久米南町	過疎地域	2,700	—	課税免除	3年間	
美咲町	過疎地域	2,700	—	課税免除	3年間	
吉備中央町	過疎地域	2,700	—	課税免除	3年間	

- ※ （注1）津山市・備前市・瀬戸内市・赤磐市・真庭市・浅口市・和気町・里庄町・矢掛町・勝央町：固定資産税（償却資産の機械・装置）については、優遇措置適用外
- ※ 固定資産税（土地）の優遇措置については、土地取得日の翌日から起算して1年以内に工場等の建設の着手があった場合に限られる。（新庄村は除く）
- ※ （注2）真庭市：土地取得日の翌日から起算して3年以内。
- ※ 適用期間は、課税されることとなった初年度からの期間をいう。
- ※ （注3）新庄村：指定工場と認定された翌年度からを適用期間とする。
- ※ 条例改正等で適用基準等は変動することがある。詳細は該当市町村まで問合せのこと。